



北海道では、

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」  
を制定し、遺伝子組換え（GM）作物の開発等に係る産業活動と  
一般作物に係る農業生産活動との調整ルールを定めています。



条例により、道内でGM作物を栽培するには、事前に

- ・近隣の方への説明会
- ・知事への申請
- ・手数料の支払い が必要です。



これらを行わずに栽培  
すると罰則の対象に  
なってしまいます

※1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

一方で、条例制定時（2005年）には想定し得なかったGM作物が開発され、  
例えば、ご家庭で遺伝子組換えの観賞用植物の鉢植えなどを楽しむためであっても、  
現行条例上では、申請の手続きが必要になります。

今回の改正では、

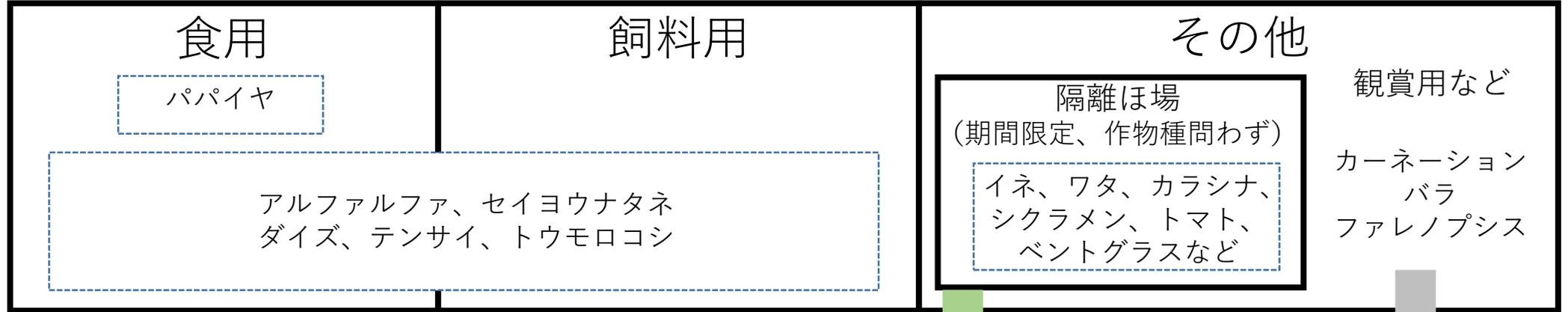
条例の適用対象を食用、飼料用、  
隔離ほ場における栽培にします！



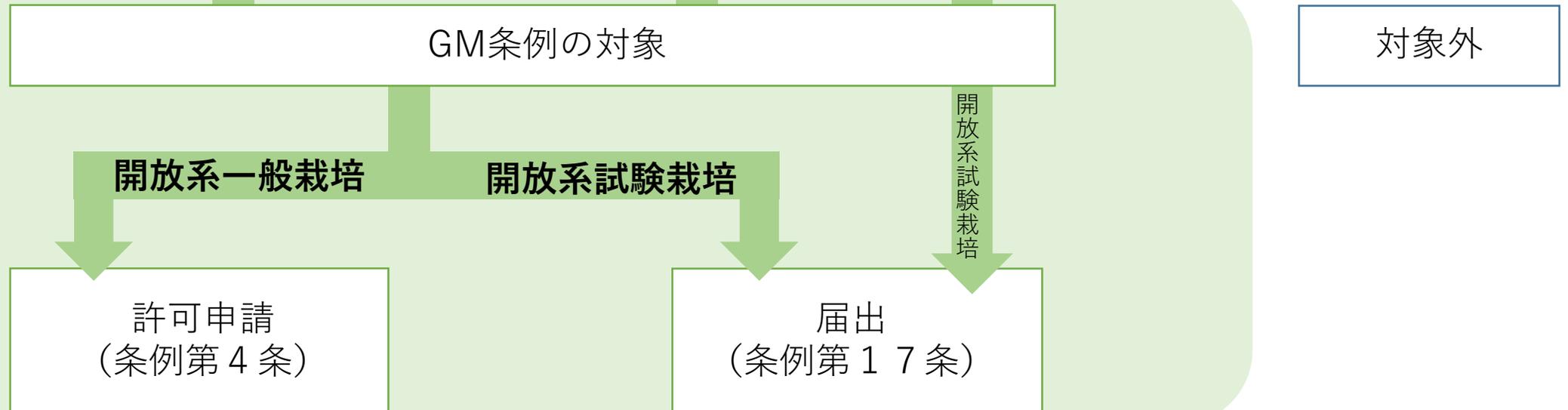
# カルタヘナ法と北海道GM条例の関係

第一種使用等

カルタヘナ法



道GM条例



※カルタヘナ法の囲みの中で記載している作物名は、令和4年3月末時点で、第一種使用等が承認されているもの。